

自治医科大学入学定員増に係る入学者の配分方法及び負担金について（概要）

自治医科大学運営小委員会での審議の結果、3名枠の配分方法及び負担金については、以下のように見直すこととする。

1 入学定員増に係る入学者の配分方法

- ・ 入学定員が10名増員することにより、3名枠が16県から26県（約1.6倍）に増加する。（新定員123名－栃木県地域枠3名－47県×2名＝3名枠26名）
- ・ 前回（平成20年度）の配分方法の決定時点と比較して、全都道府県において人口10万人当たりの医師数は多少増加しているものの、都道府県間のばらつきの差はほぼ同様であることから、現行の配分方法の根幹を大きく見直すような特段の事情は生じていない。
- ・ このため、現行の、都道府県の医師不足状況をもとにした3分類及び各分類における都道府県数については変更しない。
 なお、各分類ごとの3名枠の配分数は、16県から26県への増加比率を現行の配分数に掛けて、3分類とも同じ伸び率とする。

分類	都道府県数	3名枠の配分数	
		現行	見直し後
I 医師不足が深刻である 都道府県	14県	7県 (0.50)	11県 (0.79)
II 医師不足が大きな課題 である都道府県	26県	8県 (0.31)	13県 (0.50)
III 医師不足が課題である 都道府県	7県	1県 (0.14)	2県 (0.29)
合 計	47県	16県	26県

2 負担金

- ・ 3名枠に係る負担金については、前回の入学定員増の際に、追加所要経費見込額に基づき1人当たり年額170万円と定めている。
- ・ 今回の定員増においては、前回の所要経費見込額に10名に係る所要経費見込額を追加した上で、平成23年度までの執行済み経費を差し引いて、平成24年度以降、1人当たり年額140万円に改定する。

3 その他

- 配分の基準指標については、平成 21 年度の自治医科大学運営小委員会において、「今回の入学定員増に併せて再検討する」こととされていた。
- 「人口 100 万人当たり医学部募集定員数」の定員のカウント方法について変更（栃木県での自治医大定員の考え方を変更し、栃木県枠 3 名のみカウント）することとし、その他の項目については、指標の変更及び追加は行わない。

自治医科大学入学定員増に係る入学者の配分方法及び負担金について

平成23年12月9日
自治医科大学運営小委員会

国において、自治医科大学の入学定員が平成24年度から8年間、10名の増員が決定される予定であることを受け、新定員である123名から、栃木県地域枠3名を除き、各都道府県2名を割り当てた後の26名の3名枠の配分方法及び負担金については、下記のとおり対応する。

記

1 入学定員増に係る入学者の配分方法

3名枠の配分方法は、別紙1のとおり見直しを行う。

2 負担金

3名枠の負担金は、別紙2のとおり改定する。

3 その他

配分の基準指標に関して、次の事項については、平成22年1月29日付の「自治医科大学運営小委員会の決定事項について（報告）」（知総発第163号）において、平成24年度以降の更なる定員増の配分方法検討時に再検討することとされており、小委員会の意見を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

【再検討事項】

- ・「人口100万人当たり医学部募集定員数」の定員のカウント方法
- ・「へき地診療所及び国保直営診療所数」の指標の変更
- ・次の指標の追加
 - 「義務年限内のへき地医療への従事率」
 - 「義務終了卒業生の定着率向上策の実施状況」
 - 「40歳未満の医師の割合」
 - 「有人離島数」

- (1) 「人口100万人当たり医学部募集定員数」の定員のカウント方法について
全委員が賛成のため、自治医大生は卒業後に各都道府県での医療従事が義務づけられているという特殊性を考慮し、栃木県での自治医大定員のカウントの考え方を変更（栃木県枠3名のみ栃木県でカウント）する。

※平成22年度医学部定員増において、各都道府県で当該都道府県以外の大学に増員した分については、カウントしない。

(2) その他

その他の項目については、指標の変更及び追加に対応しないことに賛成する意見が多数であるため、指標の変更及び追加は行わないこととする。

自治医科大学の入学定員増に伴う3名入学枠配分方法の変更について

平成24年度から、10名の定員増により、3名の入学者を確保できる都道府県が16県から26県となるため、配分方法を変更することとなった。現在は、都道府県を医師不足の状況により3つに分類し、各分類毎に3名入学枠の数を定めている。

現行の配分方法				変更後の配分方法			
分類	都道府県数	考え方	3名入学枠	分類	都道府県数	考え方	3名入学枠
I 医師不足が深刻である都道府県	14県	総合評価で上位14県から2年に1回の確率	7県 (0.50)	I	14県	総合評価で上位14県から5年に4回の確率	11県 (0.79)
II 医師不足が大きな課題である都道府県	26県	総合評価で中位26県から3年に1回の確率	8県 (0.31)	II	26県	総合評価で中位26県から2年に1回の確率	13県 (0.50)
III 医師不足が課題である都道府県	7県	総合評価でその他の県から4・5年に1回の確率	1県 (0.14)	III	7県	総合評価でその他の県から3年に1回の確率	2県 (0.29)
合計	47県		16県	合計	47県		26県

【都道府県の状況】

- 平成18年度と平成20年度の状況を比較すると、現在の配分方法を大きく見直すような特段の事情は生じていない。
- ・全都道府県の人口10万あたり医療施設従事医師数(厚生労働省・医師調査)は増加し、都道府県間のばらつきの差は同程度である。
 - ・平成20年度より、国において医学部の定員増が図られており、全都道府県の地域枠数は増加している。

【配分方法の変更】

全都道府県が今回の定員増に係る恩恵を受けられるよう、各分類の都道府県数は変更せず、3名入学枠の県数を増加する。
3名入学枠が16県から26県に増加した率($26/16=1.625$)を、現在の3名入学枠数にかけることにより、新3名入学枠の数を定める。

- (3名入学枠数について)
- ① 入学定員増率 = $26/16 = 1.625$
 - ② 入学定員増率(1.625とする)に応じて3名入学枠数を変更する(四捨五入)
 - 分類 I = $7 \times 1.625 = 11.375 \dots 11$ 県
 - 分類 II = $8 \times 1.625 = 13.000 \dots 13$ 県
 - 分類 III = $1 \times 1.625 = 1.625 \dots 2$ 県

(注1) I から III の分類のいずれにおいても、3人目の入試成績が一定ランク以下の場合、自治医大の判断により2人入学とする。

(注2) 病気、死亡等の都道府県の特異事情については、自治医科大学において個別に判断する場合もあり得る。

現 行 の 負 担 金 算 出 方 法

○所要経費見込額を、H20以降の3名入学の学生延人数で割り、1人あたりの年額を算出。

(1) 臨床系教員の人件費 (H20～H29)

- ・入学定員増に伴い、臨床実習(BSL)の教育水準の低下を招かないよう臨床系教員を15人増員する。
 〈計算〉臨床系教員の平均単価をもとに人件費の増加分を算出
 $10\text{百万円(平均単価)} \times 15\text{人} \times 10\text{年} = 1500\text{百万円}$
 ※平均単価＝臨床系教員給与総計(H18)を臨床系教員数で除したもの。

(2) 院外実習等の経常経費 (H20～H29 10年間 10人分)

- ・院外実習(地域保健実習・院外BSL等)旅費、教養試験受験料など経常経費の増
 〈計算〉実績をもとに経常経費の増加分を算出
 $3.2\text{百万円(10人分)} \times 6\text{学年} \times 10\text{年} = 192\text{百万円}$

(3) 教育設備の初期投資(10人分)

- ・教育設備の初期投資(10人分)
 〈計算〉

①教室関係	1.6百万円(机・椅子10人分×4室)
②実習室関係(組織・細菌・病理学)	15.0百万円(顕微鏡10人分×3室)
③コンピューター演習室関係	3.0百万円
④実習用教材関係	1.0百万円
合 計	20.6百万円

(4) 追加所要経費見込額(1) + (2) + (3)

〈計算〉 $1500\text{百万円} + 192\text{百万円} + 20.6\text{百万円} = 1,712.6\text{百万円}$

(5) 都道府県負担金の改定額

〈計算〉
 $1,712.6\text{百万円(所要見込額)} \div 960\text{人}(16\text{人} \times 6\text{学年} \times 10\text{年}) = 1.783\text{百万円}$
3名入学に伴う負担金増分＝170万円(1人あたり/年額)

改 定 後 の 負 担 金 算 出 方 法

○前回の所要経費見込額に今回の追加所要経費見込額を追加し、そこから執行済経費を引いた額をH24以降の3名入学の学生延人数で割り、1人あたりの年額を算出。

(1) 臨床系教員の人件費 (H30、H31)

- ・今回の定員増に係る学生教育は前回増員した臨床系教員15名により対応→増員はなしだが、入学定員の増員期間が前回の定員増(H20～H29)より2年延長され、H31まで増員される見込みであるため、前回と同様、臨床系教員の平均単価を用いて延長される2年間分の人件費を算出する。
 〈計算〉 $10\text{百万円(平均単価)} \times 15\text{人} \times 2\text{年} = 300\text{百万円}$

(2) 院外実習等の経常経費 (H24～H31 8年間 10人分)

- ・前回と同様に算出
 〈計算〉 $3.2\text{百万円(10人分)} \times 6\text{学年} \times 8\text{年} = 153.6\text{百万円}$

(3) 教育設備の初期投資(10人分)

- ・同左 合計 20.6百万円

(4) 追加所要経費見込額(1) + (2) + (3)

〈計算〉 $300\text{百万円} + 153.6\text{百万円} + 20.6\text{百万円} = 474.2\text{百万円}$

(5) 執行済経費 (H20～H23在学生分)

〈計算〉 $1.7\text{百万円(上乗せ負担額)} \times 160\text{人(学生延人数)} = 272\text{百万円}$

(6) 都道府県負担金の改定額

〈計算〉
 $(1,712.6\text{百万円(前回所要見込額)} + 474.2\text{百万円(今回追加所要見込額)} - 272\text{百万円(執行済)}) \div 1,352\text{人}(H24\text{以降の学生延人数}) = 1.42\text{百万円}$
3名入学に伴う負担金増分＝140万円(1人あたり/年額)